

佐賀県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の幅員延長
県道 川古平山上線	武雄市若木町大字本部字岳ノ 元一四七三一番一地从先から 武雄市若木町大字本部字岳ノ 元一四六七九番四地先まで	後 二〇・二 六・八 二七八・五
	武雄市若木町大字本部字岳ノ 元一四七三一番一地从先から 武雄市若木町大字本部字岳ノ 元一四六七九番四地先まで	前 二〇・六 七・七 二七六・一